



## 広島商工会議所「PRチラシ同封サービス」運用規程

1. PRチラシ同封サービス(以下、「同封サービス」という)は、広島商工会議所(以下、「本所」という。)会員事業所の発展に資することを目的としており、本所会員以外の利用は認めない。ただし、官公庁または公的団体はこの限りではないものとするが、その都度判断する。
2. 同封サービスは、本所の発行する所報「Hiroshima」(以下、「所報」という。)発送封筒に会員事業所の事業展開のためのチラシ・書類等(A4版以内で1部20gを超えないもの)を同封するものであり、その内容について、または同封サービスを利用する事業所等について本所が保証するものではない。
3. 日本郵便「ゆうメール」で発送するため、信書に該当しないチラシであること。
4. 下記の事項に該当するものは利用不可とし、その解釈は本所において行うものとする。
  - (1) 関係法規に違反するもの、またその恐れのあるもの
  - (2) 公序良俗に反するもの
  - (3) 政治宣伝(政治資金パーティ等含む)、宗教、風俗営業、および消費者金融に関するもの
  - (4) 個人の名誉、人権またはプライバシーの侵害等にあたる表現を含んでいるもの
  - (5) 虚偽、または誤認される恐れのあるもの
  - (6) 実際より過大な表現を用いているもの
  - (7) 他の会員(企業・団体)に不利益を与える恐れのあるもの
  - (8) 本所の編集方針などに反するもの
  - (9) その他本所が不相当と認めたもの
5. 同封サービスに関する本所の免責事項は下記のとおりとする。
  - (1) チラシの内容に関する責任は、すべて同封サービス利用者に帰属する。
  - (2) 本所の判断により同封サービスを利用不可と判断した場合、その理由を明示する義務を負わない。
  - (3) 情報の詳細や取引に関しては、取引当事者間で直接に連絡・交渉するものとし、トラブル等が生じた場合、本所は一切の責任を負わない。
  - (4) 同封サービス実施予定月において申込企業数が揃わない等、やむを得ない事情が生じた場合、当該実施月を繰り延べることがある。
  - (5) 発送重量が本所想定の200gを超えた場合、申し込みを制限することがある。
6. 同封サービスに関する手続き上のトラブルは双方誠意をもって対応する。
7. 同封サービスの利用料金については、別途定める料金表に基づき本所が発行する請求書に従い、所報発行月の翌月末日までに支払いを完了すること。
8. 所報発送封筒に同封する書類等は、同封サービス利用者が必要部数を作成し、発行前月末日までに本所指定の場所へ納品すること。なお、残部が生じても返却はしないこととする。
9. 所報発送封筒に同封する書類等は、A4版を基本とする。A4版を超える場合は、同封サービス利用者においてA4版以内に加工して納品するものとする。
10. 以上、運用規程に同意のうえ、同封サービスを利用する場合、裏面の申込書の様式に従い、必要事項を整え、同封希望月の前月5日までに、本所総務企画部企画広報課へ申込書・チラシ見本(15部)を提出する。
11. 同封サービスは、平成19年4月(所報4月号)から運用する。